

京都市上下水道局告示第1号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成18年4月11日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 山田松商会

(1) 廃止届出業者名等

京都市伏見区深草西浦町一丁目14番地の2

山田松商会

山田 秀行

(2) 廃止届出年月日

平成18年3月15日

2 由里左官店

(1) 廃止届出業者名等

京都市右京区京北下黒田町塩野26番地

由里左官店

由里 廣

(2) 廃止届出年月日

平成18年3月16日

(上下水道局水道部給水課)